

自然公園

生物多様性の保全にとって、生物をその生息・生育地において保全する生息域内保全はその根幹となるものです。「自然環境保全法」に基づき指定される自然環境保全地域や「自然公園法」に基づき指定される国立・国定公園等は、自然環境の保全等を直接的に目的とする保護地域制度であり、わが国における生物多様性保全施策の骨格をなすものと言えます。これらの地域では、生物多様性の保全に向け、より一層の施策の強化を図ります。

また、これらの地域を生態的ネットワークの中核と位置づけ、他の諸制度とも連携しながら、相互の連続性の確保を図ることにより、生物多様性の保全が図られるよう努めていきます。

平成 14 年 4 月に改正され、平成 15 年 4 月から施行された「自然公園法」において生物多様性の視点が盛り込まれ、特別地域における指定動物の捕獲規制、立ち入り規制地区、利用調整地区の制度が創設されました。

また、人間の利用をコントロールするため、立入り規制地区や利用調整地区等の制度やNPO等の民間団体による風景地の保護を促進するために風景地保護協定の制度が設けられています。この他、新国家戦略を受けて、自然公園等事業により、失われた自然環境を取り戻す自然再生事業に着手しています。

本県では、「優れた自然環境の保全」や「自然とのふれあいの推進」を目標に、自然公園の適正な利用を進め、自然の大切さを体感するための自然観察会等を定期的で開催するとともに、自然とふれあえる拠点施設の整備を進めていきます。

自然公園法に基づく各種制度

「自然公園法」に基づき指定される自然公園としては、国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園の3種類の体系的な制度があります。現在、愛媛県では、国立公園2、国定公園1、県立自然公園7の計10箇所が指定されています。

自然公園では、保護のための規制と施設に関する計画、利用のための規制と施設に関する計画が、公園計画として定められますが、自然公園における行為の規制や、利用のため及び保護のための施設の整備は、この公園計画に基づき進められています。

自然公園における利用の増進

わが国の自然公園は、観光周遊旅行の目的地であるとともに、自然とのふれあいや環境学習の場としても活用されています。これらの利用者に対し、自然とのふれあいや環境学習の場を提供するため、自然公園等事業により、ビジターセンター、登山道、キャンプ場、駐車場等の整備を行っています。また、自然とのふれあいの機会を提供するため、自然観察会等を開催しています。

今後の展開

自然公園は、日本のすぐれた風景地の保護と利用の推進に大きな役割を果たしてきましたが、国民の自然環境に対する意識の高まりの中で、自然公園への期待はより一層高まりつつあります。保護の面では、自然の風景地の保護のみならず、そこに生息する野生生物の保護、それらの生息環境の保全等、生物多様性保全の観点から自然公園が積極的な役割を果たすことが求められています。また、自然公園の多くは、奥山自然地域にあり、そのような地域では自然優先の管理が求められています。一方、利用の面でも、単なる行楽的なものから、より原始的で神秘的な自然とふれあうことや、自然の仕組みを理解することへの要求が高まっていますが、オーバーユース等による影響も見られます。

自然公園は、国民が日本のありのままの自然とふれあい、自然のしくみを学ぶことのできる貴重な場所であること、国土の生物多様性保全に重要な役割を果たすべき地域であること、また、その風景の中には世界的にも比類のない美しさを有するものがあることを基本認識として、我々の後の世代に日本の宝として引き継ぐことのできるようその役割、機能を強化、拡充する必要があります。